



三井住友信託銀行が藤倉コンポジット<5121>株式の大量保有報告書を提出



東証1部の藤倉コンポジット<5121>について、三井住友信託銀行が3月19日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行会社との総合取引推進のため、安定株主としての長期投資目的で保有するもの。」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の藤倉コンポジット株式保有比率は、5.16%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2021年3月15日。